

さいたま市インターネット市民意識調査業務仕様書

- 1 件 名 さいたま市インターネット市民意識調査業務
- 2 履行場所 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所外
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 目 的

インターネット調査を通して、リアルタイムで市民意識を把握することにより、事業課の重要施策や緊急課題に市民意識を反映させることを目的とする。

5 調査概要

インターネットを利用したウェブアンケート調査を実施し、集計結果及び報告書を市に納品する。調査概要は次のとおりとする。

(1) 対象

さいたま市在住の 18～69 歳の男女

(2) サンプル構成

18～29 歳、30 代、40 代、50 代、60 代の 5 年年齢層において、各年齢層の男女各 100 サンプル、合計 1,000 サンプルを回収する。

※60 代においては、場合によっては 70 代以上の回収を可とする。

(3) 調査回数及び設問数

調査回数は 4 回とし、各回ともサブクエスチョンを含めて概ね 20 問とする。

設問数は、総合計で概ね 80 問とする。

※フェイスシート（性、年代、居住区等）は別で質問し、設問数に含めない。

(4) 調査項目（質問及び回答）

(5) 調査スケジュールに従い、市が作成した原案を市と受託者で校正し作成する。

(5) 調査スケジュール

	調査実施	報告・結果公表
第 1 回	令和 6 年 7 月上旬	令和 6 年 8 月下旬
第 2 回	令和 6 年 8 月上旬	令和 6 年 9 月下旬
第 3 回	令和 6 年 11 月上旬	令和 6 年 12 月下旬
第 4 回	令和 7 年 2 月上旬	令和 7 年 3 月下旬

各回とも、調査実施から報告・結果公表までの期間を約 8 週間とする。

なお、結果公表は、当市が実施する。

詳細なスケジュールは、市と受託者が協議し決定するものとする。

6 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- (1) サンプルング
 - 5 (2) サンプル構成に従い、ネットモニターを利用して回収数を確保する。
※ネットモニター数については、さいたま市在住の 18～69 歳の男女 2 万人以上を確保し、調査実施前に調査対象とするネットモニター数を示すこと。
- (2) 画面構成
 - 5 (4) 調査項目に従い、調査画面を作成する。
- (3) 実査
- (4) 集計
- (5) 調査報告書の作成
全体結果及びクロス集計結果（性別、年代別、性・年代別等）に基づくグラフ又は表を作成し、注目すべき結果などについてコメントを付す。校正回数は 2 回以上とする。

7 成果品

受託者は、1 回の調査終了ごとに遅滞なく次の成果品を提出すること。

提出先及び受け渡し場所は、さいたま市長公室秘書広報部広聴課とする。

- (1) ローデータ（フラグ形式を用いて Excel 形式での作成）
- (2) 単純集計表・クロス集計表（Excel 形式での作成及び紙媒体で各回 1 部納品）
 - ア Excel 形式でのデータ作成については、カラー及び白黒のどちらで印刷しても見やすいように工夫すること。
 - イ 紙媒体については、レールフォルダー（背ラベル付）にファイルすること。
- (3) 調査報告書（Word 又は Excel 形式での作成及び紙媒体で各回 15 部納品）
 - ア Word 又は Excel 形式でのデータ作成については、カラー及び白黒のどちらで印刷しても見やすいように工夫すること。
 - イ 紙媒体については、単色刷り A 4 版、紙厚 55 k 以上とし、レールフォルダー（背ラベル付）にファイルすること。
- (4) 各種データを取りまとめた電子媒体一式（CD、DVD など）
※調査報告書で利用した「グラフ・表」の Excel 形式データを含む。

8 委託料

- (1) 総価契約とし、完了検査後、受託者からの請求のあった日から 30 日以内に一括払いを行うものとする。
- (2) 受託者側のプログラムの作成・修正、成果品の運搬等、(1) 以外の費用はすべて受託者の負担とする。

9 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について市担当者と十分に打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、業務内容に関して疑義が生じた場合は、速やかに市担当者と協議すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、マーケティング・リサーチについて主担当としての報告書作成の実績のある者を実務責任者として当たらせること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、上記実務責任者を含め必ず2名以上の人員体制で挑むこととし、実務責任者が不在の折でも、対応が図れるように体制を整えること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た事項及び関係資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、人権に配慮して本業務を履行すること。
- (7) 業務仕様書、資料等に記載のない事項については、市と協議の上決定するものとする。